

開 会 10:30

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和4年第2回江差町議会定例会を開会いたします。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、8番室井議員、9番飯田議員を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「室井委員長」

議長。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」 (報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

委員会報告させていただきます。

当委員会は、5月24日、6月1日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議いたしました。

今定例会には、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を始め、10件の議案が提出されている他、報告3件、議員発議12件、一般質問は5名の通告であります。

詳細については、お手元に配布のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議案審議内容などの観点から、会期の日程については、6月1日の委員会協議を得て、会期日程を本日6月1日の1日間とすることと決定いたしました。

一般質問などについては、これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められます。質問の時間については、従来通り答弁を含め60分の時間制とし、質問、答弁については、議員は一回目の質問から自席で、理事者は一回目の答弁は演台により行い、再質問以降は自席で行うことといたします。

町理事者の反問権については、従来とおりでございます。

なお、一般質問や議案などの質疑で、感想や要望、お礼など一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は、事前通告制となっております。このため、通告した質問趣旨以外の質疑には、厳に慎むように議員各位のご配慮をお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明質疑及び審議に当たっては、議員理事者とともに時間短縮に努め、本議会の効率的な議会運営に対し、皆様のご理解とご協力を節にお願い申し上げます、議会運営委員会の報告とさせていただきます。
以上。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日1日としたいと思います。

一般質問については、一問一答方式でし、質疑については自席で行い、答弁については、1回目は演台で、2回目以降は自席で行うことといたします。

質疑の回数は再再質問まで。答弁を含め60分の時間制を採用して行うことといたします。

また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

なお、今回の新型コロナウイルス対策として、説明質疑及び審議に当たっては、可能な限り時間を短縮に努め、迅速な議会運営をはかりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、場内は換気のため、出入り口のドアを開口しておりますので、ご協力をお願いいたします。

(議長)

次に、議長から諸般の報告をいたします。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。